

報告第22号

令和3年9月2日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎 様

北九州市長 北橋 健治

令和2年度北九州市内部統制評価報告書について

地方自治法第150条第6項の規定に基づき、令和2年度北九州市内部統制評価報告書を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告します。

# 令和2年度北九州市内部統制評価報告書

北九州市長は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北九州市長は、北九州市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、北九州市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「北九州市内部統制基本方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務の内部統制体制整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

北九州市においては、令和2会計年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施いたしました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の北九州市の財務に関する事務の内部統制は、評価対象期間において有効に運用され、評価基準日において整備上の重大な不備が是正されていることから、有効であると判断しました。

## 4 重大な不備の是正に関する事項

北九州市が所管する工事において、複数の部局で土壤汚染対策法に基づく届出を行わずに工事に着手する事案がありました。

原因は、工事を担当する部局において、関係法令や制度に関する情報の取得と伝達が不適切となり、届出が必要な対象事業の要件や、複数年にまたがる事業の届出の必要性について理解が不十分となったことにあります。この事案の確認後、法令の所管局から未届の部局へ警告書が発出され、必要な届出が速やかに提出されました。

情報の取得と伝達における不備の是正措置として、届出の徹底に関する通知、法令の理解を深めるための研修、公共工事関係法令の確認体制の強化、各課の業務マニュアル修正等の対策がとられていることを評価基準日において確認いたしました。引き続き適切な体制の整備及び運用に取り組み再発防止に努めてまいります。

令和3年5月31日 北九州市長 北橋 健治

令和2年度

北九州市内部統制評価報告書  
審 査 意 見 書

北九州市監査委員

北九行監一第63号

令和3年8月20日

北九州市長 北橋健治様

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

令和2年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、別紙のとおり意見を提出する。

# 令和2年度北九州市内部統制評価報告書の審査意見

## 第1 審査の対象

「令和2年度北九州市内部統制評価報告書」

## 第2 審査の期間

令和3年5月12日から同年8月3日

## 第3 審査の着眼点

監査委員による令和2年度北九州市内部統制評価報告書の審査は、北九州市長が作成した内部統制評価報告書について、北九州市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。なお、この審査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

## 第4 審査の実施内容

令和2年度北九州市内部統制評価報告書について、北九州市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料を確認し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、「北九州市監査基準」に準拠して審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 審査の結果

- 1 令和2年度北九州市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。
- 2 引き続き適切な体制の整備及び運用に取り組み、内部統制の推進に努められたい。